

平成18年 6月26日

金融庁総務企画局企画課
信用機構企画室 御中

全 国 銀 行 協 会

「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」および「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」に対する意見の提出について

平成18年 5月26日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

平成18年6月26日

「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案」および「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案」に対する意見

全国銀行協会

私どもはこれまで、郵便貯金事業の本質的な問題点は、巨大な規模の資金が市場の埒外に置かれることにより、わが国金融市場の公正な価格形成を歪め、効率的な資金配分を阻害していることであると主張してまいりました。郵政民営化は、こうした問題を解決すべく、官業としての郵便貯金事業を民の世界にソフトランディングさせるプロセスと認識しており、そのプロセスにおいては、「規模の縮小」と「民間金融機関との公正な競争条件の確保」が重要であると考えます。

「規模の縮小」は、郵便貯金の民間市場への円滑な統合を図るため、必須の課題です。郵便貯金銀行は、新旧勘定一体で約200兆円の資金を運用する巨大な金融機関となり、その行動が市場に大きな影響を与えることが懸念されます。郵便貯金銀行自身が適切なりスク管理、ALMに努めることは当然として、同時に、市場への影響を極小化すべく、「規模の縮小」を図る必要があると考えます。

また、「規模の縮小」は、郵政民営化が地域金融・地域経済へ与える影響という観点からも必要であり、地域との共存に配慮し、地域金融の混乱を招くことのないようにすべきであると考えます。

このため、郵便貯金銀行が受け入れる預金の預入限度額については、「規模の縮小」の必要性を十分踏まえて判断すべきと考えます。併せて、名寄せ等厳正な限度額管理が行われなければならないと考えます。

「民間金融機関との公正な競争条件の確保」は、郵政民営化を円滑に実施するうえで不可欠な前提条件です。政府出資が残る移行期間中に、郵便貯金銀行が新規業務への進出その他経営の自由度を拡大することは実質的な官業の肥大化であり、厳格な制限を設けるべきであると考えます。この点については、既に郵政民営化法に基づいて「郵政民営化委員会」が設置されており、政府出資

の状況も踏まえ、民間とのイコールフットィングが確保されているかを十分に検証したうえで、郵便貯金銀行の新規業務への進出等の是非について判断する仕組みが構築されていますので、同委員会の厳格なチェックを期待します。

また、新旧勘定の分離に関しては、政府保証付きの旧勘定から生じる運用益は旧勘定を通じて国庫に帰属させ、新旧勘定の分離をさらに徹底させるべきと考えます。

以上のような基本的な考え方に立ったうえで、今回の政省令案について、下記のとおり意見をとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1．郵便貯金銀行による郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険業務 (郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案第3条第2項第3号関係)

郵便貯金銀行の業務範囲については、「日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、別途、法令により規定する」(「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成等について」(平成18年1月25日内閣総理大臣・総務大臣指示))とされており、基本的には郵便貯金事業が従来実施してきた業務と同一の範囲にすることと理解できる。この点に関して、現行の日本郵政公社における郵便貯金事業の業務範囲には保険募集が含まれているとは考えられないことから、「郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集」は認可事項とすべきである。

2．郵便貯金銀行の業務の認可の申請および子会社対象金融機関等の子会社化の認可の申請 (郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案第1条・第4条関係)

郵政民営化法では、郵便貯金銀行から業務範囲拡大や子会社保有に関する認可申請があった場合、内閣総理大臣および総務大臣は、「日本郵政株式会

社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等について考慮し、他の金融機関等との間の適正な競争関係等を阻害するおそれがないと認めるときは、認可しなければならないとされている（郵政民営化法第110条第4項・第111条第4項）。

省令案において提出が義務付けられている「日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合を記載した書類」だけでは、上記の判断を行うことはできないと考えられることから、他の金融機関等との間の適正な競争関係等を阻害するおそれの有無の判断に参考となる書類の提出を義務付けるべきである。

3．郵便貯金銀行の合併、会社分割および事業譲渡・譲受けの認可の申請 （郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令案第7条・第8条・第9条関係）

銀行法施行規則第22条第1項第8号等では、合併等の認可申請に際し、独占禁止法の規定による届出を行った旨を証明する書類の提出が義務付けられているが、郵便貯金銀行を対象とする今回の省令案では該当する条項が設けられていない。郵便貯金銀行についても同様の規定を設けるべきである。

以 上